

# 母子家庭の自立と子どもの健やかな成長を支援します

さまざまな課題を抱えて困窮している母子家庭に対して、民間アパートを借り上げし、地域の中で自立した生活が送れるように「うるま市母子家庭生活支援モデル事業」を実施しています。

**【支援対象者】**生活・住宅・教育・就職などの問題により、子どもの生活環境の改善を中心に支援を必要としている母子家庭で、以下の要件をすべて満たす方。

①市内に住所(原則3ヶ月以上)があり、児童扶養手当を受給していること。

②18歳未満の児童を扶養していること。

③本事業の支援期間内に自立へ向けた具体的な目標、意欲のある方



**【支援内容】**「マザーズスクエアうるはし」のある、みどり町近隣地域に借り上げたアパート等の支援居室を提供します。月々の家賃等の費用負担はありませんが、毎月の生活費(食費、光熱費、駐車場代など)や退所時の原状回復に要する費用は自己負担となります。

住宅支援のほか生活支援、子育て支援、就労支援など、各母子家庭の個別事情に応じた自立支援計画を作成のうえ、専任のコーディネーターによる総合的なサポートを行います。

**【申請・お問い合わせ】**マザーズスクエア うるはし ☎972-7900

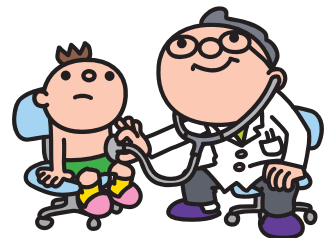
※本事業の支援対象世帯は概ね10世帯を予定していますので、10世帯を超えた場合は入居ができないこともありますので、ご了承ください。

※生活保護を受けている方、公営住宅に入居している方は支援対象外になります。

## 平成28年11月1日から医療費助成対象者へ医療費の一部負担金の支払いが困難な方に対して貸付が実施されます！

### 【対象】

- うるま市に住所を有し、各健康保険に加入している方。
- こども、母子父子家庭等の医療費助成の資格を有している方。
- 生活保護受給者・その他医療費の公的助成を受けていない方。
- 原則として、当該年度分の市民税が課されていないこと。



**3歳児以降の外来**については、1ヶ月につき1つの医療機関と、同医療機関から処方された薬局調剤分を合算して**1,000円を超えた額を助成費貸付の対象**とします。

※貸付制度の対象となる医療機関については、**市ホームページ(児童家庭課内)の医療機関一覧**でご確認ください。

## 11月は児童虐待防止推進月間です

平成28年度児童虐待防止月間標語：「さしのべて あなたのその手 いちはやく」

こんなときにはすぐにお電話をください。

- あの子、もしかしたら虐待を受けているのかしら…(子どもの泣き声や親の怒鳴り声等)
- 子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう…
- 近くに子育てに悩んでいる人がいる…

**連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。**

- ◆児童家庭課 家庭児童相談室 ☎973-5041 ◆コザ児童相談所 ☎937-0859
- ◆子ども虐待ホットライン ☎886-2900(17:30~翌朝8:30) 土日・祝日・年末年始(24時間)
- ◆児童相談所全国共通ダイヤル189(お近くの児童相談所につながります)

## 知っていますか？DV(ドメスティック・バイオレンス)

DVとは配偶者やパートナーなど親密な関係にある者からの暴力のことをいいます。身体的な暴力のほか暴言や無視、ストーカー行為等女性に対する暴力は人の安全・尊厳・健康を脅かす行為でありどんな間柄であっても決して許されるものではありません。ひとりで悩まないでまずご相談を。

- ◆女性相談(児童家庭課) ☎973-5041 ◆中部配偶者暴力相談支援センター ☎938-9886

緊急時は  
110番  
通報を！



**【お問い合わせ】児童家庭課 ☎973-4983**